

犯罪捜査の記録に関する法律の制定を求める意見書

2014年（平成26年）5月8日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

検察官（検察事務官を含む。）及び司法警察職員に対して犯罪捜査の記録を義務付けるため、以下の点を柱とする犯罪捜査の記録に関する法律（別紙1）を制定すべきである。

- 1 検察官，検察事務官及び司法警察職員は，犯罪の捜査において，その全過程について必ず「捜査に関する記録」（捜査の端緒，基本的捜査方針，収集資料に関するものなど）を作成しなければならないものとする。
- 2 検察官及び司法警察職員は，作成された全ての捜査に関する記録の目録を作成しなければならないものとする。
- 3 司法警察職員は，検察官への事件送致の際に，2の捜査に関する記録の目録を送付しなければならないものとする。

第2 意見の理由

1 犯罪捜査の記録化の必要性

(1) なぜいま犯罪捜査の記録化義務付けが必要なのか

昨今，警察官（司法警察職員の意味である。以下同じ。）ないし検察官による犯罪捜査に関する記録の管理に問題があり，そのような事例が次々と明るみになっている。

すなわち，大阪地方検察庁特捜部の検察官による証拠改ざん隠蔽をはじめ東京地方検察庁特捜部の検察官による虚偽の捜査報告書を検察審査会に提出した問題が明らかとなった。

警察官においても，大阪府警の警察官による証拠品のたばこの吸い殻の証拠ねつ造（2012年7月25日朝日新聞報道）や証拠品の注射器のねつ造と虚偽調書作成（2013年6月11日朝日新聞報道）が大きく報道されている。その他にも，北海道警での供述調書のねつ造（2011年2月24日毎日新聞報道，2011年4月22日北海道新聞報道），岐阜県警での実況見分調書や供述調書のねつ造（2011年2月23日読売新聞報道），和歌山県警の科学捜査研究所の研究員による証拠物の鑑定結果のねつ造（2012年8月17日紀伊民報報道），千葉県警での現場採取した証拠品の廃棄

(2013年2月23日毎日新聞報道)、兵庫県警での供述調書のねつ造(2013年1月14日スポーツニッポン報道)や捜査情報記載メモ紛失(2013年10月23日読売新聞報道)、鹿児島県警での被害者の供述調書の改ざん(2013年12月13日読売新聞報道)など枚挙にいとまがない。

えん罪事件や無罪となった事件においても、大阪母子殺人事件でのDNA鑑定の対象となっているたばこの吸い殻の紛失、長野地裁松本支部の無罪事件での被害店舗の防犯カメラ映像の記録の紛失(2013年11月22日毎日新聞報道)などが判明している。

このように、捜査機関による犯罪捜査の記録の管理の問題は、全国にその事例が及んでおり、もはや一個人の問題と言うに及ばず、組織的な問題によるところといえる。

以上から、捜査機関による記録の作成や管理の杜撰さが白日のもとに晒されており、犯罪捜査の記録化の重要性が痛感されるところである。

しかしながら、現在議論されている法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会でも、捜査過程の記録化や管理の問題が取り扱われておらず、別途この問題を検討しなければならない状況にある。

(2) 犯罪捜査の記録に関する規定と現状

刑罰権の発動の基となる犯罪捜査は、重要な国家権力の発動である。しかしながら、犯罪捜査が、場合によっては市民の基本的な人権を極度に侵害することにもなりかねない。

その捜査について、現行の刑事訴訟法には、その第99条以下と第189条以下に「捜査」に関する規定を置いているものの、捜査の内容そのものに関する規定はないに等しく、取調べ、逮捕・勾留、差押・搜索・検証・鑑定等の規定が置かれているだけである。刑事訴訟規則においてもほぼ同様である。犯罪捜査の在り方について細かい規定がなされていないため、事実上、各捜査機関の運用に委ねられており、適正手続の水準が統一的に担保されていると言いがたい。

現状では、警察官の捜査に関しては、犯罪捜査規範(昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号)において、「警察官が犯罪の捜査を行うに当たって守るべき心構え、捜査の手法、手続その他捜査に関し必要な事項を定める」(第1条、規則の目的)とされ、捜査書類の作成については、「捜査を行うに当たっては、司法警察職員捜査書類基本書式例による調書その他必要な書類を明確に作成しなければならない」(第55条第1項)とされているが、

捜査過程の全般にわたって、全てを記録すべきことが規定されていない。

上記司法警察職員捜査書類基本書式例については、検察官の一般的指揮権に基づいて最高検企第54号（通常捜査書式、様式第1号から第58号）が、簡易書式については、最高検企第59号（（簡）様式第1号から（簡）様式第8号）により書式記載例が定められている。

捜査書類の中で多数を占める捜査報告書（復命書）については、その根拠法令としては、犯罪捜査規範第122条（逮捕状請求の疎明資料）に「被害届，参考人供述調書，捜査報告書等の資料を添えて行わなければならない」との規定，また，第139条の搜索等の令状請求の際の疎明資料についての「被疑者供述調書，参考人供述調書，捜査報告書その他犯罪の捜査のため当該処分を行う必要があることを疎明する資料を添えて行わなければならない」との規定，第149条の搜索調書の作成義務に関する規定があるが，書式についての規定はないようである。ここでも全ての捜査過程が記録されなければならないとは定められていない。

ただ，犯罪捜査規範第22条により，捜査本部が設置された場合には，警察庁の通達などに基づいて，各都道府県警察本部に，「捜査本部運営規程」が設けられている。その一例を，「北海道警察捜査本部運営規程」（同本部訓令第11号，平成2年8月22日）にみると，捜査書類に関して，次の規定がある。

「第21条（簿冊の備付け）捜査本部長は，次の各号に掲げる簿冊を備え，当該捜査本部等事件の捜査経過を明らかにしておかなければならない。

- (1) 捜査本部日誌（別記第1号様式），
- (2) 捜査員配置簿（別記第2号様式），
- (3) 捜査会議（検討会）録（別記第3号様式），
- (4) その他の簿冊」

ここで，初めて「事件の捜査経過を明らかにする」という言葉が出てくる。

一方，検察官の行う捜査に関しては，特別の定めはなく，検察官各自が適宜，記録を作成しているようである。

(3) 犯罪捜査の記録化の必要性

以上のように警察官の捜査書類の作成や書式については，細部にわたって規定されてはいるが，冒頭で示した事例のとおり，実際には，その記録内容が不十分であったり，紛失・隠匿されてしまっていたりすることもある。犯罪捜査の記録化や記録の保管についても，適正手続が担保されているとは言い難い。

また、警察の捜査にかかる記録の目録など捜査過程の状況が全て検察官に送致されてはいないことが、その事態に拍車を掛けている。

しかしながら、弁護人は、公判や再審手続において、捜査機関による被疑者の特定や証拠の選別の過程を事後的にチェックすることが期待されているところ、そもそも、公判・再審手続等で証拠開示等を受けて捜査手続を検証するにも、その捜査過程が全て記録化されていなければ検証のしようがない。

また、その記録化とともに、捜査過程の進行状況を正確に反映した捜査記録の目録化・リスト化も必要である。警察官から検察官への送致に当たっては、これらの全捜査過程を明らかにする捜査書類・証拠金品の目録・リストが送付されなければ捜査過程の再検証は実績をあげることはできない。

この点、当連合会の2012年9月13日付け「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書（その2）」では、証拠開示の拡充の重要性について言及して次のように述べる。

「被告人側には、捜査機関によってどのような証拠が作成又は入手されたかをチェックする機会が与えられるべきである。そのようなチェックが制度化されることにより、検察官による証拠隠しや証拠の存否をめぐる紛糾を一定程度防止することができる。（中略）当該事件の捜査過程で作成又は入手された証拠の一覧表の被告人側への交付が制度化されれば、検察官が証拠隠しを企図した場合にそのことが被告人側に明らかになる端緒になり得るから、不当な証拠隠しの防止に資すると考えられる。また、現行の公判前整理手続等において、検察官が当初は「存在しない」と回答していた証拠が実は存在することが後に明らかになった事例が少なからず報告されている。それらの事例において検察官が意図的に虚偽の回答をしたのかどうかは不明であるが、捜査機関が作成又は入手した証拠の一覧表が被告人側に交付されるようになれば、証拠の存否をめぐる混乱回避にも資する。」

このように、上記意見書は、検察官が弁護人に証拠一覧表を交付すべき必要性とその重要性を述べているものの、証拠開示の場面を想定しており、そこで交付される証拠一覧表の具体的な作成時期や作成方法まで指摘しておらず、一覧表に記載される内容も証拠の内容の記載を求めていなかった。

そこで、本意見書は、現下の捜査機関での杜撰な捜査記録の作成及び管理が問題となっている状況を受けて、捜査過程の記録化を一步進めるもので、まさに捜査過程の適正化と証拠の適正管理のため、捜査手続の全過程で記録化及び目録作成のための基本的事項を法律で定めることを提案するものである。捜査手続の全過程が記録化されることで初めて、証拠一覧表作成を具体

化することが可能になるものといえる。また、捜査機関に対して記録化と証拠一覧表の元となるべき目録の作成を義務付け、その目録に記載すべき内容についても法定化することにより、捜査手続の記録化を行うことが将来的な証拠開示につながり得ることを明らかにする。

この法律によって、犯罪捜査の記録化が果たされることで、後日において犯罪捜査過程の再現が可能となり、これまでブラックボックスだった捜査過程を検証することができることとなる。そうすることで、犯罪捜査手法の検証が可能となり、犯罪捜査の過程のメカニズムを解明することで、えん罪発生防止と真犯人の検挙にも資することとなる。捜査機関に対して犯罪捜査の記録化を義務付けることは、捜査過程の適正化及び公訴提起後の証拠開示のためにも重要な意味を有する。

2 記録化の理論的根拠

(1) 適正手続保障

日本において、適正手続の保障（憲法第31条）は当然に捜査手続に及ぶ。そこで、捜査の適正を担保するために、捜査手続が事後的にチェックできなければならない。そのためには、捜査手続を「可視化」することが重要であって、捜査手続を全部記録化することが必要である。この捜査手続の完全な記録化は「適正手続保障」からの要請といえる（取調べの可視化を巡る議論がその代表例といえよう。）。

(2) ドイツにおける記録完全化原則

この点について、ドイツでは「記録完全化の原則」が定められており、捜査手続及び審問手続についてその完全な記録化が求められている。

その実質的根拠として、被疑者・被告人の法的主体性保障（日本でいう適正手続保障）のために捜査機関や裁判所が根拠とする証拠資料が収集される過程を記録化する必要性があることと、捜査権限を警察官・検察官が独占しており、後に事件に関与することになる裁判所や弁護人に対して、それまでの手続の経過やその手続によって得られた知見の信頼性を提示するためにも完全な記録を作成することでその再現が可能である、と説明される。

「捜査の主権者」としての地位から、独占的に進めた捜査過程を記録化する義務があることが導かれているのである。

日本においても、（その当否はともかく）捜査機関を主権者とする一方的な捜査が行われていることからして、記録完全化の原則が妥当するものである。

そして、ドイツでの記録閲覧権の対象となる開示・閲覧対象となる「記

録」の概念について、捜査の結果である証拠や資料だけでなく、捜査の過程を示す記録も含むべきであるとされており、その過程は捜査の端緒や方針、結果を出すことなく終わった捜査の記録など、捜査の過程を完全に示すものでなければならないとされて記録化が求められている。日本における記録完全化の原則でも、同様の範囲の捜査過程が完全記録化の対象となるべきものである。

3 犯罪捜査の記録に関する法律について

前述したように、犯罪捜査によって市民の基本的人権を極度に侵害することが起こり得る。

ところが、現在、刑事裁判を規律した法律として刑事訴訟法が存在し、その中で犯罪捜査に関する重要な規定も定められてはいるが、犯罪捜査に関する基本的な事項を幅広く定めた法律は存在しない。ただ、「犯罪捜査規範」という国家公安委員会規則（行政規則）が「犯罪捜査の基本規定」として存在するのみである。

行政規則は同じ国家権力である行政機関によって制定・改正できることから、犯罪捜査の基本規定が、「犯罪捜査規範」という行政規則で定められているということは、犯罪捜査の恣意的な運用によって人権を侵害されてしまう危険が存在する。やはり、市民の基本的人権を侵害する危険のある「犯罪捜査の基本的部分」は、主権者たる国民の代表で構成された国会で定められた「法律」によって規制すべきであって、「犯罪捜査規範」という行政規則だけで幅広く規制されるべきものではない。

したがって、「犯罪捜査規範」の中の「犯罪捜査の基本的部分」は、「犯罪捜査の記録に関する法律」として再構成して法律によって規律・規制すべきである。

しかし、本来ならば犯罪捜査全般に対して法律で規律・規制することが望ましいものの、その制定が直ちには困難であると思われる。そこで、喫緊の課題である犯罪捜査の記録化の基本的部分についてだけでも早急に法律を制定する必要があることから、捜査機関を対象とする犯罪捜査の記録化に限った法律を提案するに至ったものである。

以下、逐条的に解説する。

(1) 記録化の目的

捜査手続が適正に行われていることを担保し、公判や再審手続等といった後日の検証に資するために、捜査に関する記録の作成及び管理が適正に行われることを目的とする（第1条）。ここでいう後日の検証は、弁護人に対し

て証拠開示等がされることによって達せられるもので、そのために捜査機関が捜査に関する記録を作成及び管理するのである。

このように、この法律は捜査過程の記録化を主眼としており、基本的には書類の形式で作成されることが想定されている。現場から採取した資料や証拠物についての管理保管そのものについては対象外であって、別途、その管理・保管等について法律が制定されることが望まれる。

(2) 記録作成の基本原則

検察官、検察事務官及び司法警察職員は、捜査関係記録の作成等が適正になされるために、その犯罪捜査の全過程について必ず記録化することを義務付けている。そのことを記録作成に関する基本原則として明記した（第2条第1項）。

また、記録作成に当たっての職責を検察官、検察事務官及び司法警察職員に対して規定する（第2条第2項）。

(3) 捜査関係記録の範囲

前述したように、この法律が対象とする記録化すべき犯罪捜査は、捜査手続の全過程であって、その対象を明確に規定する。

すなわち、捜査の端緒に関する記録、立件に至る経緯に関する記録、基本的捜査方針の策定に関する記録、捜査資料の収集過程並びに収集した資料の検査・保管・利用に関する記録、任意捜査の経緯並びにその実施した内容及び結果に関する記録、強制捜査の経緯並びにその実施した内容及び結果に関する記録、被疑者の身体拘束手続に関する記録、取調状況報告書、捜査本部を設置した場合には捜査本部日誌・捜査本部会議録及びその他前各号に掲げるものに類する記録のことを指すことになる（第3条）。

(4) 記録の管理・保管の在り方

司法警察職員及び検察官がしなければならない記録の管理・保管の内容を具体的に規定する。

すなわち、司法警察職員は作成された記録の全部を完全に管理・保管し（第4条第1項）、捜査主任官及びこれに準ずる者はそれらの目録を作成しなければならない（第4条第2項）。第1項で記録を管理・保管すべき義務者を「司法警察職員」と規定しているが、第2項で目録の作成義務者を捜査主任官及びこれに準ずる者に限定するのは、責任の所在を明確にするためである。ここでいう捜査主任官とは犯罪捜査規範第20条が規定するものであって、事件捜査を実質的に統括する立場にある者を意味し、名称を問わず同様の立場にある者が目録の作成義務を負うことになる。

また、検察官は、司法警察職員から送致を受けた記録及び検察官が自ら行った捜査に関する記録を完全に管理・保管して（第5条第1項）、検察官が自ら行った捜査に関する記録の目録を作成し保管しなければならない（第5条第2項）。

本条において重要なのは、作成すべき目録の内容が、記録ごとに書類の標目、作成年月日、作成者、供述者、丁数、及び要旨を記載しなければならないと規定することにある（第4条第3項、第5条第3項）。この目録を見れば、記録の内容を見なくても、各書類の概要が分かり、捜査過程の大枠を把握することができるようにしている。そして、この要旨の記載は、先に紹介した『司法警察職員捜査書類基本書式例』最高検企第54号の様式第52号の書類目録の備考欄を「要旨欄」に置き換えたものである。

このように、要旨を付した目録の作成を当初から義務付けることで、その後の記録の送致・記録開示・証拠開示において目録が利用されることを想定しており、その都度新たに一覧表を作成する必要がないこととなる。捜査機関にとっても負担が軽減されることになる。また、この目録に記載されるべき要旨の内容は、目録の記載自体からその書類の概要が分かるように実質的な内容が記載されることが求められる（要旨の記載の例示について別紙2参照）。

この「要旨」を記載せしめることが、警察官及び検察官に過大な負担を課することとなるとの懸念に対しては、捜査書類等の多くを占める「犯罪捜査報告書」においては、その冒頭に「捜査事項概要」という記載欄があり、それに記載が実行されていることから、その記載を要約・記載すればいいのであって、新たな負担を課するものではない。その他の書類にあっても、要旨の記載が多くを負担を課することにはならないのであって、多少負担が増えるとしても、捜査の適正化の要請の前には甘受すべきであろう。

(5) 捜査に関する記録の目録の送付

事件においては警察官から検察官に書類や捜査資料の全てが送付されず、警察の手元に証拠が残っていて、結果として「証拠隠し」となっている事例がある。

そこで、司法警察職員は、検察官への事件送致の際に、送致書、証拠金品総目録、書類目録のほか、捜査過程で警察官が作成した全ての捜査に関する記録の目録を検察官に送付しなければならないと規定する（第4条第4項前段）。送致後であっても同様に、司法警察職員は捜査過程で作成した全ての捜査に関する記録の目録を検察官に送付しなければならない（第4条第4項

後段)。

このように規定することで、全ての捜査書類の目録が検察官の手元にあることとなり、その後の開示手続においてこの目録を活用し、検察官に送付されなかった捜査書類等についても、漏れなく記録の開示が行われているかを弁護人等によって確認することができる。

(6) 記録の開示制度

犯罪捜査の内容を記録化させただけで弁護人がそれを利用できなければ意味をなさないから、被疑者・被告人の弁護人が記録の開示請求をするための規定を定める必要性が認められる。

証拠開示制度については、当連合会は前掲の「新たな刑事司法制度の構築に関する意見書(その2)」で、次のとおり提言している。

「1 被告人に有利な証拠が隠されることにより、事実を誤認して人を処罰することを防止するため、次のとおり、公判前整理手続等に付された事件に限定されず全ての事件(有罪判決確定後の再審請求事件も含む。)に適用される、証拠一覧表の交付を含む全面的証拠開示規定を創設すべきである。

(1) 検察官に対し、捜査機関が作成又は入手した証拠の一覧表を作成し、公訴提起後速やかに、被告人側に交付することを義務付ける。

(2) 検察官に対し、公訴提起後速やかに、原則として当該事件の捜査の過程で作成又は入手した全ての証拠について、被告人及び弁護人に閲覧及び謄写の機会を与えることを義務付ける。」

本意見書で提言する捜査の記録化は、まさに、この証拠開示制度の拡充の大前提となるものである。

なお、犯罪捜査記録が開示されることによる被害者や反社会的勢力の取締りに対する弊害・悪影響というものは、記録開示・証拠開示の場面において配慮すべき問題であって、その対象の元となる捜査記録や目録には全て記載されることが要請される。

(7) 記録の保管期間

警察官及び検察官が本法律において作成した記録についての保管すべき期間が問題となるが、今回の提案においては特に規定を設けず、現行の法規による規制に従うこととした。

以上

別紙1 犯罪捜査の記録に関する法律（案）

（目的）

第1条 この法律は、憲法及び刑事訴訟法（昭和二十三年法第百三十一号）に定められた捜査に関する諸手続が適正に行われることを担保し、公判及び再審手続等における検証に資するため、捜査に関する記録（電磁的記録を含む。以下同じ。）の作成及び管理が適正に行われることを目的とする。

（記録の作成に関する基本原則）

第2条 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、犯罪の捜査において、その全過程について必ず捜査に関する記録を作成しなければならない。

2 検察官、検察事務官及び司法警察職員は、前項の記録の作成にあたって、事実をありのままに、かつ、簡潔明瞭に表現することを旨とし、推測、誇張等にわたってはならない。特に、被疑者に有利な事実についても漏らさず記載しなければならない。

（捜査に関する記録の範囲）

第3条 前条第1項の捜査に関する記録とは以下のものをいう。

- 一 捜査の端緒に関する記録
- 二 立件に至る経緯に関する記録
- 三 基本的捜査方針の策定に関する記録
- 四 捜査資料の収集過程及び収集した資料の検査（鑑定及び鑑識を含む）、保管及び利用に関する記録
- 五 被疑者の身体拘束手続に関する記録
- 六 取調状況報告書
- 七 捜査本部を設置した場合には捜査本部日誌及び捜査本部会議録
- 八 任意捜査の経緯並びにその実施した内容及び結果に関する記録
- 九 強制捜査の経緯並びにその実施した内容及び結果に関する記録
- 十 その他前各号に掲げるものに類する記録

（司法警察職員の責務）

第4条 司法警察職員は、全ての捜査に関する記録を完全に管理及び保管する。

- 2 捜査主任官及びこれに準ずる者は、全ての捜査に関する記録の目録を作成しなければならない。
- 3 前項の目録には、記録ごとに書類の標目、作成年月日、作成者、供述者、丁数及び要旨を記載しなければならない。
- 4 司法警察職員は、検察官への事件の送致時に、第2項の目録を送付しなければならない。

ならない。送致後に作成された第2項の目録も同様である。

(検察官の責務)

第5条 検察官は、司法警察職員から送付を受けた記録及び自らが作成した全ての捜査に関する記録を完全に管理及び保管する。

2 検察官は、自ら作成した全ての捜査に関する記録の目録を作成しなければならない。

3 前項の目録に記載すべき事項は、前条第3項を準用する。

別紙2 犯罪捜査記録の目録の内容（要旨）の例示

	書類の標目	作成年月日	作成者	供述者	丁数	要旨
1	犯罪捜査復命書	H23. 12. 29	司法警察員 U		7	被害者の失踪時の状況等
2	犯罪捜査復命書	H23. 12. 30	司法警察員 K		13	被害者の失踪時の状況等失踪当日，被疑者の使用車両が被疑者方になかったこと
3	電話等受信書	H24. 1. 19	O		3	被害者の遺体発見の通報の受理
4	実況見分調書	H24. 1. 22	司法警察員 H		4	被害者の遺体発見時の状況等
5	捜査報告書	H24. 4. 2	司法警察員 K		5	被疑者にアリバイがないことの裏付け
6	捜査報告書	H24. 4. 2	司法警察員 K		15	犯行当日に被疑者が立ち寄ったスーパーの画像解析結果等
7	任意提出書	H24. 1. 27	I		2	被害者方から採取した金属微物資料の領置経過
8	領置調書	H24. 1. 27	司法警察員 U		1	被害者方から採取した金属微物資料の領置
9	鑑識資料処理票	H24. 1. 28	司法警察員 U		1	被害者方の金属微物資料の検査依頼
10	鑑定書	H24. 3. 3	N		22	被害者方の金属微物資料と被疑者方の金属微物資料が同種のものであること
11	痕跡の採取経過及び検査結果報告書	H24. 2. 1	司法警察員 I		18	被害者方ドアの痕跡の採取及び検査結果
12	捜索差押許可状請求書	H24. 2. 11	司法警察員 S		2	被疑者方の捜索差押の許可請求
13	捜索差押許可状	H24. 2. 12	K		1	被疑者方の捜索差押の許可

	可状					
14	実況見分調書	H24. 2. 13	司法警察員 H		40	被疑者の使用車両の状況等
15	現場指掌紋等送付書	H24. 2. 14	司法警察員 H		7	被疑者の使用車両からの指掌紋採取状況等
16	指掌紋等確認通知書	H24. 2. 21	司法警察員 F		2	被疑者の使用車両から採取した指紋が被告人の指紋と一致したこと
17	供述調書	H24. 2. 9	司法警察員 K	T	6	被疑者の生活状況及び被疑者と被害者との関係等
18	実況見分調書	H24. 3. 20	司法警察員 K		25	被疑者の使用車両と同車種を使用して、犯行現場において夜間走行した際の運転席の視認状況等
19	供述調書	H24. 3. 9	司法警察員 I	被疑者	14	本件犯行日当日の行動
20	供述調書	H24. 3. 11	司法警察員 I	被疑者	6	被害者との関係
21	逮捕状請求書	H24. 3. 5	司法警察員 S		1	被疑者の逮捕状請求書
22	逮捕状	H24. 3. 6	K		1	被疑者の逮捕状
23	通常逮捕手続書	H24. 3. 7	司法警察員 I		3	被疑者を通常逮捕したときの状況等
24	取調べ状況等報告書	H24. 3. 11	司法警察員 I		1	取調べ状況等
25	捜査本部日誌	H24. 2. 20	司法警察員 K		4	捜査経過
26	捜査本部会議録	H24. 3. 1	司法警察員 S		15	捜査本部で検討した事項